平成２６年１０月　　日

資料３

大阪府知事　松井　一郎　様

大阪府障がい者施策推進協議会

会長　牧里毎治

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた

大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言）

　大阪府障がい者施策推進協議会では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）の制定を踏まえて、差別解消部会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みとして、何が差別に当たるのかについての府民共通の物差しとなるガイドラインの策定や障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決に必要な体制整備のあり方について、これまで議論を重ねてきました。

　このたび、検討の結果を取りまとめましたので、差別解消部会の報告書を大阪府障がい者施策推進協議会から府へ提言書として提出いたします。

　本提言を基に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者と他の者との平等を基礎として、相互に尊重しながら共生する社会の実現に向けて、大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進されることを要望します。